入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年５月10日
（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　中井　俊雄
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東名高速道路（特定更新等）皆瀬川橋（上り線）鋼橋補強工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
東名高速道路
自）神奈川県足柄上郡大井町山田
至）静岡県御殿場市東田中
⑷　工事内容　本件は、東名高速道路　大井松田ＩＣ～御殿場ＩＣ（上り線）間に位置する皆瀬川橋（鋼アーチ橋）において、疲労き裂補強、耐震補強及び塗替塗装を行う工事である。
⑸　工事概算数量
鋼桁補強　450ｔ
橋脚ＲＣ巻立て　４基
制振ダンパー　12基
座屈拘束ブレース　60本
支承取替　12基
塗替塗装　約24,000㎡
詳細設計　１式
⑹　工期　契約締結日の翌日から1380日間
⑺　使用する資機材
コンクリート　約1,200㎥
鋼材　約450ｔ
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。
⑽　本工事は、入札時に入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設設備計画に関する改善提案（以下「技術提案」という。）を記載した総合評価技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
⑾　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書【電子入札（郵送入札）運用マニュアル 様式１】を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⑿　本工事の契約の締結は、電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事で格付けされ、かつ塗装工事の有資格者の両方を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事で格付けされ、かつ塗装工事の有資格者であること。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事で格付けされ、かつ塗装工事の有資格者の両方を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事で格付けされ、かつ塗装工事の有資格者であること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事で格付けされた者と塗装工事の有資格者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事で格付けされた者又は塗装工事の有資格者であること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成16年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。
なお、求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
①　単体の場合
（橋梁補修工事かつ塗装工事の有資格者）
求める実績１
供用中の国道または自動車専用道路において鋼構造物の補強を実施した工事
求める実績２
鋼橋の塗替塗装を実施した工事
②　特定建設工事共同企業体（甲型）の場合
②－１　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者（橋梁補修工事かつ塗装工事の有資格者）
求める実績１
供用中の国道または自動車専用道路において鋼構造物の補強を実施した工事
求める実績２
鋼橋の塗替塗装を実施した工事
②－２　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外（橋梁補修工事かつ塗装工事の有資格者）
求める実績１
供用中の道路において鋼構造物の補強を実施した工事
求める実績２
鋼橋の塗替塗装を実施した工事
③　特定建設工事共同企業体（乙型）の場合
③－１　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合
ⓐ　橋梁補修工事の有資格者の構成員
求める実績１
供用中の国道または自動車専用道路において鋼構造物の補強を実施した工事